

東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則（昭和五十九年三月三十一日規則第六号）

最終改正:令和 六年一〇月 七日規則第七七号

改正内容:令和 六年一〇月 七日規則第七七号〔令和6年12月2日〕

○東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則

昭和五十九年三月三十一日規則第六号

改正

平成元年一月八日規則第一号
 平成四年一二月二五日規則第五九号
 平成五年三月三十一日規則第一四号
 平成七年一二月二〇日規則第四一四号
 平成七年一二月二七日規則第四六号
 平成一〇年三月三〇日規則第三〇号
 平成一二年七月七日規則第六四号
 平成一三年三月二九日規則第一二二号
 平成一六年一〇月一日規則第五〇号
 平成一七年三月三十一日規則第五七号
 平成一八年三月一六日規則第九号
 平成一九年三月二七日規則第一七号
 平成一九年一二月一六日規則第九四号
 平成二七年三月三十一日規則第二九号
 平成二七年八月四日規則第五八号
 平成二七年九月二九日規則第六九号
 平成三〇年七月一八日規則第五六号
 令和 三年一二月 三日規則第七六号
 令和 四年 三月一七日規則第一九号
 令和 五年一〇月三十一日規則第六九号
 令和 六年一〇月 七日規則第七七号

東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都北区自転車の放置防止に関する条例（昭和五十八年十二月東京都北区条例第二十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（整理区域指定の周知）

第二条 条例第十条第二項の規定による利用者等への周知は、次に掲げる事項を告示するとともに整理区域内に整理区域表示（第一号様式）を設置して行うものとする。

- 一 整理区域の指定期日
- 二 整理区域の指定範囲
- 三 関係図書
- 四 前三号に定めるもののほか区長が必要と認める事項

（注意札等）

第三条 条例第十三条第一項に規定する注意札は、注意札（第二号様式）によるものとする。

2 条例第十三条第二項に規定する相当の期間とは、注意札を取り付けた日の翌日から起算して七日以上をいう。

3 条例第十三条第三項の規定による利用者等への周知は、移送期日の七日前までに当該場所に立看板を設置して行うものとする。

（移送先場所の周知等）

第四条 条例第十四条第一項の規定による利用者等への周知は、移送した自転車が放置されていた場所に立看板を設置して行うものとする。

2 条例第十四条第二項の規定による利用者等への通知は、放置自転車引取通知書（第三号様式）によるものとし、同項に規定する告示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 自転車の種別、型式、色又は特徴
- 二 移送した期日
- 三 移送先場所
- 四 返還期日及び時間並びに返還をするために必要と認められる事項
- 五 前各号に定めるもののほか区長が必要と認めた事項

3 条例第十四条第三項に規定する相当の期間とは、通知を発した日又は告示をした日の翌日から起算して一箇月をいう。ただし、自転車に利用者等の住所又は氏名が明記されていないため、防犯登録照会に日時を要し、撤去した日から十日以上経過した後に通知を発した場合、当該通知を発した日の翌日から起算して二十日間とする。

（撤去に要した費用の免除）

第四条の二 条例第十四条の二に規定する費用は、次の各号のいずれかに該当する場合は、免除することができる。

- 一 自転車の利用者が災害、交通事故等により、自転車を移動できない正当な理由がある場合
- 二 撤去日前に警察署に当該撤去自転車にかかる盗難の被害届が提出されているとき

（指定自転車置場の利用登録資格者等）

第五条 指定自転車置場の利用登録をできる者は、区又は区に隣接する区若しくは市内に住所又は勤務先を有し、通勤又は通学のため住居又は勤務先と指定自転車置場との往復に自転車を利用する者で次の各号の一に該当するものとする。ただし、区長が特に必要と認めた者は、この限りでない。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に規定する身体障害程度等級表のうち、下肢及び体幹の肢体不自由であるもの
- 二 前号に定めるものと同程度の障害のある者で、身体障害者手帳の交付を受けていないもの
- 三 六十五歳以上の者
- 四 住居又は勤務先が駅からおおむね八百メートルを超える距離にある者

2 利用登録の順序は、前項各号の順序による。この場合における同順位者については、まず区民と区民でない者とを区分して区民を優先し、ついで区民又は区民でない者の中で住居又は勤務先と駅との距離に差異がある場合は、その距離が離れている者を優先する。

3 利用登録により指定自転車置場を利用できる自転車は、一人につき一台とする。

（利用登録の手続等）

第六条 指定自転車置場の利用登録を受けようとする者は、あらかじめ区長に指定自転車置場利用登録申請書（第四号様式）を提出しなければならない。この場合において、条例別表第二指定自転車置場利用登録手数料の部区民の項の下欄に掲げる年額の適用を受けようとする者は、当該申請書に区内に住所を有することを証する書類の写しを添付しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは利用登録の可否を決定し、利用登録を適当と認めた者については、指定自転車置場利用登録決定通知書（第五号様式）により、利用登録をしないと決定した者については、指定自転車置場利用登録不承認通知書（第六号様式）により通知するものとする。

3 区長は、登録手数料を納付した者に対し、利用登録証（第七号様式）を交付し、当該利用登録証の交付を受けた者は、利用自転車にこれを貼付しなければならない。

4 利用登録の有効期限は、指定自転車置場の利用を開始する日の属する年度の末日とする。

（利用登録証の再交付）

第六条の二 利用登録証を紛失し、き損し、若しくは汚損し、又は利用する自転車を変更したことにより利用登録証の再交付が必要となつた者又はその他の理由により区長が特に必要があると認める者は、指定自転車置場利用登録証再交付申請書（第七号様式の二）により区長に申請し、利用登録証の再交付を受けなければならない。

（申請の取下げ等）

第六条の三 第六条第一項の規定により、指定自転車置場の利用登録を申請した者は、区長が同条第二項の規定による利用登録の可否を決定する前に当該申請を取り下げようとするときは、区長に指定自転車置場利用登録申請取下書（第七号様式の三）を提出しなければならない。

2 第六条第二項の規定により、指定自転車置場の利用登録を受けた者は、当該利用を中止しようとするときは、区長に指定自転車置場利用中止届（第七号様式の四）を提出しなければならない。

（登録手数料の還付）

第七条 条例第十六条第二項ただし書の規定により登録手数料の還付を受けようとする者は、登録手数料還付請求書（第八号様式）により区長に請求しなければならない。

（登録手数料の減額又は免除）

第八条 条例第十六条第三項の規定により登録手数料を減額し、又は免除することができる場合及び額は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に規定する身体障害者程度等級表のうち、下肢又は体幹の肢体不自由であるもの 免除
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に規定する保護を受けている者 免除
- 三 前三号に定めるもののほか区長が特に必要と認めた者 四分の一相当額

2 前項の規定により登録手数料の減額又は免除を受けようとする者は、登録手数料減額・免除申請書（第九号様式）に前項各号のいずれかに該当することを証する書類の写しを添付し、区長に提出しなければならない。

（利用登録の取消しの通知）

第九条 区長は、条例第十七条の規定に基づき利用登録を取り消したときは、指定自転車置場利用登録取消通知書（第十号様式）により当該利用者に通知するものとする。

（自転車置場内の駐車期間）

第十条 条例第十八条第一項に規定する相当の期間とは、駐車した日の翌日から起算して七日以上をいう。

（利用者の遵守事項）

第十一条 自転車置場の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。
- 二 自転車を長期間継続して駐車させないこと。
- 三 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は悪臭を発する物品を持ち込まないこと。
- 四 自転車に施錠をすること。
- 五 前各号に定めるもののほか区長が必要と認める事項

（委任）

第十二条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

付 則（平成元年一月八日規則第一号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の（中略）東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則（中略）の規定により調整した用紙で現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成四年一二月二五日規則第五九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成五年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の（中略）東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則（中略）の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成五年三月三一日規則第一四号）

- 1 この規則は、平成五年五月一日から施行する。

- 2 この規則による改正後の東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則第四条第三項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に移送した自転車について適用し、施行日前に移送した自転車については、なお従前の例による。

付 則（平成七年一二月二〇日規則第四一四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成七年十二月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、なお使用することができる。

付 則（平成七年一二月二七日規則第四六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成八年一月十九日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一〇年三月三〇日規則第三〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。ただし、「2,000円」を「2,500円」に改める改正規定は、平成十年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一二年七月七日規則第六四号）

この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

付 則（平成一三年三月二九日規則第一二二号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

付 則（平成一六年一〇月一日規則第五〇号）

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

付 則（平成一七年三月三一日規則第五七号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則（平成一八年三月一六日規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成一九年三月二七日規則第一七号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則（平成一九年一二月一六日規則第九四号）

（施行期日）

- 1 この規則中第一条の規定は公布の日から施行し、平成十九年十月一日から適用し、第二条の規定は平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条の規定の施行の際、同条の規定による改正前の東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の規定により調製した様式で現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成二七年三月三一日規則第二九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区道路占用規則、東京都北区自転車等駐車場条例施行規則及び東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成二七年八月四日規則第五八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、別記第三号様式（裏）の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則別記第三号様式及び別記第五号様式の規定による用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成二七年九月二九日規則第六九号）

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

付 則（平成三〇年七月一八日規則第五六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則別記第五号様式の規定による用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和三年一二月三日規則第七六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則別記第九号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和四年三月一七日規則第一九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の規定により、調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和五年一〇月三十一日規則第六九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の規定により、調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和六年一〇月七日規則第七七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第三号様式、第四号様式及び第九号様式の改正規定は、令和六年十二月二日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則別記第三号様式、第四号様式及び第九号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第2条関係）

整 理 区 域 表 示



第2号様式(第3条関係)

注 意 札

放置自転車移送通告

この場所に自転車を放置してはいけません。至急移動してください。

このまま放置していた場合は、

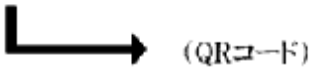
年 月 日

以後東京都北区自転車の放置防止に関する条例第13条第2項の規定に基づき移送します。

年 月 日
時 分



放置自転車に関する
詳細



東京都北区長

第3号様式（第4条関係）
(表)

郵便はがき

年 月 日

自転車引取通知書

あなたの自転車が 駅周辺に置かれていたので、東京都北区自転車の放置防止に関する条例に基づき移送の上、保管をしています。

裏面のとおり自転車を返還しますので、速やかに引取りに来てください。代理人による引取りもできます。

返還期限までに引取りがない場合は、処分いたします。

なお、本状到着前に引取り済みのときは行き違いですので御了承ください（住所・氏名につきましては防犯登録により警察署へ照会しました。）。

撤去月日	撤去場所	返還期限

(裏)

返還場所 移送場所名
(下記の地図を参照してください。)

返還日時 月曜日～土曜日 午前 時 分～午後 時
日曜日 午前 時 分～午後 時
(祝日・年末年始は除く。)

持参する ①この通知書
もの ②移送費用5,000円（おつりのないようお願いします。）
③本人確認できるもの（免許証、マイナンバーカード、学生
証など）
④自転車の鍵

※代理の場合は代理人の本人確認できるものを持参してください。

移送場所名 住所 電話	(問合せ先)
-------------------	--------

地 図

(案内文)

第4号様式（第6条関係）
（表）

申請日 年 月 日

指定自転車置場利用登録申請書

東京都北区長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () _____

下記のとおり指定自転車置場の利用登録を申請します。

記

利 用 者 住 所	〒 _____		
	☐ 申請者と同じ		
フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
利 用 者 氏 名	☐ 申請者と同じ		☐ 申請者と同じ
		電 話	
指定自転車置場 ※希望する置場一箇 所にチェックをして ください。			
☐ 希望する指定自転車置場が利用できない場合、同一指定自転車置場の別エリアへの振替を希望する。 (例：駒込A→駒込B)			
利用目的	通勤・通学・その他	目的地名称	
		所在地	
防犯登録番号			
自転車損害賠償保険等に参加している場合はチェックをしてください。 ☐ (レ点チェック)			
下記に該当する方のみ記入してください（該当番号に○を付ける。）。 ※2～5に該当する場合は、“登録手数料減額・免除申請書”及び証明書類等の写しを必ず添付してください。			
1	北区に住民登録がある	運転免許証、マイナンバーカード等住所が確認できる書類等の写しを添付 ※詳細裏面注意事項参照	
2	身体に障害があり歩 行が困難	身体障害者手帳有無 有・無	障害者手帳の障害名が確認できるページの写しを添付
3	生活保護受給者	受給者証等、受給を確認できる書類の写しを添付	
4	年齢が65歳以上	運転免許証、マイナンバーカード等、生年月日が確認できる書類等の写しを添付	
5	児童扶養手当受給者	児童扶養手当証書等、受給を確認できる書類の写しを添付	
6	通勤時の保育送迎	在園証明書等、保育施設の利用を確認できる書類の写しを添付	
7	上記2～5以外で自転車利用が欠かせない場合、その理由を具体的に記入してください。		

（裏）

（注意事項）

1. 申請状況により、ご希望の指定自転車置場が利用できない場合もあります。
2. 利用登録により指定自転車置場を利用できる自転車は1台です。2台以上利用することはできません。
3. 申請内容及び添付書類に不備不足がある場合、確認のためご連絡させていただくことがあります。
※減額又は免除の添付書類等が不足していて確認が取れない場合、登録手数料の減額又は免除ができません。
申請内容に不備があり補正ができない場合及び申請内容に虚偽がある場合は、申請は無効になります。
4. 登録手数料について、北区民の場合4,110円・北区民以外の場合8,220円となります。
※北区民の方であっても、現住所を確認する添付書類が不足している場合、北区民以外の登録手数料が適用されます。
5. 申請内容の変更又は申請の取消しをする場合は、速やかにご連絡ください。

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

〒

様

東京都北区長



指定自転車置場利用登録決定通知書

先に申請のあった指定自転車置場利用登録について、審査の結果、登録決定したので通知します。

なお、同封の納入通知書により登録手数料を期限までに納入してください。納入通知書には、氏名及び住所を必ずご記入ください。

期限までに納入がない場合は登録を取り消します。

登録手数料の納入を確認後、利用登録証（シール）を送付いたします。利用登録証交付後は必ず利用自転車に利用登録証を貼付してください。

記

1. 登録手数料について

登録手数料	
納入期限	年 月 日
納めるところ	北区指定金融機関 北区公金収納取扱店（銀行、信用金庫、信用組合） 東京都及び関東各県内のゆうちょ銀行・郵便局 北区役所会計課出納係 北区役所赤羽・滝野川区民事務所

2. 置場について

利用できる置場	指定自転車置場
登録番号	
有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日

〔注〕利用を辞退する場合は、本書類（決定通知書）をご返送ください。

第6号様式（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

東京都北区長

印

指定自転車置場利用登録不承認通知書

年 月 日付で申請のあった指定自転車置場利用登録については、審査の結果下記の理由により登録しないことに決定したので通知します。

記

1 申請置場

2 理 由

（注意）

- （１）この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- （２）この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、上記（１）の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第7号様式（第6条関係）

利 用 登 録 証



置場名

指 定 場 所	
番号—	
有効期限 年 月 日	

第7号様式の2（第6条の2関係）

申請日 年 月 日

指定自転車置場利用登録証再交付申請書

東京都北区長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () _____

下記のとおり申請します。

記

利 用 者 住 所	〒		
	☐ 申請者と同じ		
フリガナ 利 用 者 氏 名			
	☐ 申請者と同じ		
電 話	☐ 申請者と同じ		
指定自転車置場			
登 録 番 号	旧		新
再 交 付 事 由	☐ 紛失、き損又は汚損		☐ 自転車の変更
	☐ その他 ()		
確 認 書 類	☐ 決定通知書	☐ 領収書	☐ 利用登録証 (ステッカー)
	☐ その他 ()		

(注意)

今回再交付された利用登録証（ステッカー）のみ有効です。それ以外のステッカーは利用しないでください。

第7号様式の3（第6条の3関係）

年 月 日

指定自転車置場利用登録申請取下書

東京都北区長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____（ _____ ）

東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則第6条第1項の規定による利用登録申請を下記のとおり取り下げます。

記

1 申請指定自転車置場

--

2 取下理由

第7号様式の4（第6条の3関係）

年 月 日

指定自転車置場利用中止届

東京都北区長 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____（ ）_____

東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則第6条の3第2項の規定により、利用を下記のとおり中止します。

記

1 登録を受けた指定自転車置場

--

2 中止理由

--

※届日以降、当該日の属する年度の3月31日まで登録を受けていた指定自転車置場は利用できなくなります。

第8号様式（第7条関係）

登 録 手 数 料 還 付 請 求 書	
金 _____ 円	
上記のとおり、指定自転車置場利用登録手数料の還付を請求します。	
年 月 日	
東京都北区長 殿	
住 所	
氏 名	印

領 収 書	
金 _____ 円	
上記のとおり、領収しました。	
年 月 日	
東京都北区会計管理者 殿	
住 所	
氏 名	印

受 付	年 月 日
決定・否	年 月 日
決定内容	減 額・免 除

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者 住所

氏名 _____

記

利用者 氏名	☐ 申請者と同じ	生年 月日	年　　月　　日	年齢	歳
住　所	☐ 申請者と同じ		電話	(　　)	
置場名					
減額・ 免除の 理　由	① 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、下肢又は体幹の肢 体不自由である者 免除 ② 生活保護を受けている者 免除 ③ ①以外の身体的理由による方で身体障害者手帳の交付を受けてい る者 減額 ④ 高齢者（65歳以上） 減額 ⑤ 児童扶養手当受給者 減額 ⑥ その他（ ） 減額 ※詳しくは裏面をご覧ください。				
確　認　書　類					

（裏）

『登録手数料減額・免除』について

指定自転車置場利用の登録手数料について、次に該当する方には減額又は免除があります。減額の場合、既定の手数料から“四分の一相当額”を減額した金額となります。減額後の金額は、区内在住の方で3,090円、区外の方で6,170円です。

免 除	身体障害者手帳の交付を受けている方で、下肢機能障害1～6級又は体幹機能障害1～5級の肢体不自由な方 ※体幹機能とは腰の部分
	生活保護を受けている方

減 額	免除に該当しない方で、身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な方 ※例：心臓機能障害
	65歳以上の方 （ 年4月1日から 年3月31日生まれを含む。）
	児童扶養手当を受けている方

上記のいずれかに該当される方は、登録手数料減額・免除申請書（“減額・免除の理由”欄の該当番号に○、“確認書類”欄に証明書類名を記入）及び確認書類（下記添付確認書類例参照）を、指定自転車置場利用登録申請書と併せてご提出ください。

※登録手数料減額・免除申請書及び確認書類の両方がそろっていないと減額・免除となりません。

<添付確認書類例>

免除に該当する方は・・・

- 身体障害者手帳の障害名及び級を確認できるページの写し
- 保護証明書等、生活保護を受給していることが確認できる書類の写し

減額に該当する方は・・・

- 身体障害者手帳の障害名（歩行困難な方）を確認できるページの写し
- 運転免許証、マイナンバーカード等生年月日が確認できる書類等の写し
- 児童扶養手当証書等、児童扶養手当を受給していることが確認できる書類の写し

※確認書類（証明書類等の写し）が用意できない場合はご相談ください。

第10号 様式（第9条関係）
（表）

指定自転車置場利用登録取消通知書 第 号 年 月 日 様 東京都北区長  下記のとおり利用登録を取り消します。	
置 場 名	
指 定 場 所	
登 録 年 月 日	
理 由	

（裏）

（注意）

- （１） この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- （２） この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記（１）の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
-